

第九十八回

午後二時三分開会

五月十一日

委員

小澤 太郎君
志村 愛子君
西村 尚治君
片山 甚市君

補欠選任

衆議院議員

補欠選任

國務大臣	郵政大臣	郵政大臣官房長	郵政省電波監理
松垣徳太郎君	澤田茂生君		

馬場

常任委員会専門員
酒井 繁次君

五月二十三

補欠選任

出席者は左のとおり。

八百板 正君

第十一部 逋信委員会會議錄第七号 昭和五十八年五月二十五日 【參議院】

〇一號

○身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願
(第一八六一号外二五件)

○電電公社分割、民営化反対に関する請願（第二一七三号）

○委員長(八百板正君) ただいまから逓信委員会を開会いたします。

ておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

○委員長（八百板正君） 御異議ないと認めます。

それでは、理事に成相善十君を指名いたします。

○委員長(八百板正君) 有線ラジオ放送業務の運

用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院通信委員長左藤恵君から趣旨説明を聴取いたします。左藤恵君。

○衆議院議員（左藤恵君）　ただいま議題となりま
した有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法

律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説

明申し上げます。
近年、有線ラジオ放送事業及び有線テレビビジョ

者の中には、自己の市場を拡大するため、道路法による許可を受けないで道路を占用するなど、法

令に違反し、あるいは電柱所有者の承諾を得ない

で電柱への添架を行うなど、他人の財産権を侵害してその設備を設置する者があり、このように違法な手段によつて設置される設備が増加する状況及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、このように違法に設置された設備を使用して有線ラジオ放送または有線テレビジョン放送を行うことを禁止しようとするものであります。

その内容の第一は、有線ラジオ放送または有線テレビジョン放送の業務を行う者は、道路法の許可その他法令に基づく許可などを受けないで設置されている設備または所有者等の承諾を得ないで他人の電柱等に設置されている設備によつて有線放送をしてはならないこととしております。

第二に、この禁止規定に違反する行為は業務停

止処分の対象となるものでありますが、特に道路法違反に係るものについて処分を行うに当たっては、郵政大臣は、あらかじめその旨を建設大臣に通知するものとし、建設大臣は当該道路法違反に関する意見を郵政大臣に述べることができるとしております。

第三に、郵政大臣は、違法に設置されている設備の設置状況等について、道路管理者その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができることとしております。

第四に、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

以上が本案の提案理由及び内容であります。

本案は、衆議院逓信委員会において、全会一致をもって、委員会提出として提案することに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださる

よう御願ひ申し上げます。

○委員長(八百板正君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

この際、理事会の申し合わせに基づきまして、本案に関し、当委員会を代表して私が質疑を行います。

一つ、有線ラジオ放送法は届け出制であるが、今回の法改正により、違反した者は業務停止、さらには懲役六ヶ月以下の体刑を含む刑罰を科することができるようになっております。

念のためお尋ねしますが、今回の法改正で許可制をとれなかったのか、その理由は何か、お答え願います。

○衆議院議員(竹内勝彦君) ただいま衆議院の通信委員長から説明がございましたように、この法案改正に当たりましての経緯をいたしまして、理事会あるいは委員会におきまして、衆議院におきまして相当もんでまいりました。その直接の当事者として答弁をさせていただきたいと思ひます。

確かにいま御質問がございましたように、届け出制ということで今回なっておりますけれども、当初からも、この改正に当たっては何か許可制にならないものかということ、その方が有効じやないかということ、相当論議があつたことは確かでございます。そういう中からいろいろと専門の法制局の皆様方とも何回も協議を行つてきた次第でございます。

その結果、この許可制につきましては、言論、表現の自由を保障している憲法第二十一条、それから営業の自由を保障しております憲法第二十二条との関係から、その合憲性を維持するのは困難ではないか、こういうことで結論に達したわけでございます。

そんなことから、しかし今回のこの法案を見ていただければわかつていただきますとおり、郵政大臣によつて業務停止三ヶ月以内、また、それによつていままでのものが六ヶ月以下の懲役、五万円以下の罰金というものがこういう形でしつか

りこれが施行されていくようになりますればほぼ許可制に近いものである、こう理解して、衆議院におきまして、全会一致でこういう形で通つた次第でございます。

以上です。

○委員長(八百板正君) 次にお尋ねいたします。有線電氣通信法の妨害等の防止に関する事項に特例を設け、有線等の設備を他人の工作物に取りつけ、不法に、あるいは無断で設置された場合には、その工作物の所有者または占有者はみずから撤去することができるといふ自力救済の規定を設けるべきとの意見もあつたが、この方法をとらなかつた理由は何か、お答え願います。

○衆議院議員(竹内勝彦君) この問題に関しましてはやはり一番論議になつた問題でございます。まして、むしろいままでいろいろな違法をやつてきておるといふのは、違法で張られたのを自分で取り外すことができないというところに非常にまだるつこい状況で、またそれが最終的に結果が出たとしても、またすぐに違法で張つてしまふというやうなイタチごつこの状況から、自力救済ということに関してもこれが何とか出てこないものかということでも論議が相当ありました。しかし、この自力救済につきましても今日の判例、学説の見解からいたしまして、きわめて限定された条件のもとにおいてしか自力救済が認められておりません。公共性の観点から強い要請がある場合は別といたしまして、これを軽々に認めることにはこれは法治国家のあり方として問題があるのではないかと、こういう結論になり断念した次第でございます。しかし、こういう結論になつても、原則的にはこれはちよつと認めるべきものではない。そして、みだりに自力救済といふものを認めれば、無法、無秩序状態、こういうものが起こつてきて社会不安をかき立てるといふやうな結果になつてはならないというやうな見地からも、今回こういう形の方がよいのではないかと、このことで結論に達した次第でございます。

以上です。

○委員長(八百板正君) それから、電柱所有者が有線音楽放送業者のケーブルの添架承諾に際し、いわゆる一柱一条主義をとつており、これが業界の正常化にブレーキになっていたと聞くが、郵政省当局は今後電柱所有者にどのような指導を行う方針か、お伺いしたい。

○政府委員(田中眞三郎君) 郵政省といたしましては、有線音楽放送の健全な発展のためには適正な競争が必要であるという立場からいたしまして、電柱管理上支障がない場合には二条以上の添架が可能となりますように、一柱一条主義の方針の見直しを要請もしてまいつたところでございまして、実情は余りにも無秩序であつたといふこともありまして、電柱所有者といたしまして一柱一条主義の方針の見直しに踏み切れない事情にあつた。そのように理解しているわけでございまして、今回法改正が行われますならば、それを踏まえまして一柱一条主義の見直しを行い、適正な競争ができるように、改めて検討を要請してまいりたいと、このように考えております。

○委員長(八百板正君) 次に、今後郵政大臣は、道路を不法占用しているなど違法施設により有線放送業務を行つた者に対し、業務停止などの行政処分を行ひ得ることになるが、この場合、一の者が多数の施設を所有しているときの処分はどうなるのか。つまり違法施設のみを対象とするのか、それとも適法の施設にも及ぼし得るのか、その運用方針を承りたい。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。業務開始の届け出でございしますが、それは事業者ごとにはございせん、放送区域ごとと申しますか、施設ごとに行ふこととされております。また今回の法改正によりまして禁止されまゝのは、違法に設置されました施設によつて有線放送を行つた場合ということでございますので、業務停止処分というものは違法施設ごとに把握いたしまして行ふというのが妥当だと、このように

考えております。

○委員長(八百板正君) 以上で質疑は終局いたしましたものと認めます。

これより討論に入ります。

賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(八百板正君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(八百板正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(八百板正君) 請願の審査を行います。

第二〇一号信越郵政局、信越電波監理局、信越郵政監察局及び長野地方貯金局の存置に関する請願外二十七件を議題といたします。

請願の願意につきましては、お手元の資料で御承知を願ひたいと存じます。

これらの請願につきましては、先ほどの理事会において慎重に検討いたしました結果、第一八六一号身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願外二十五件につきましては、願意のうち一の「重度身体障害者の電話料金を五割引にすること。」はなお検討を要するので、同項を除く旨の意見書を審査報告書に付して議院の會議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものと、第二〇一号信越郵政局、信越電波監理局、信越郵政監察局及び長野地方貯金局の存置に関する請願外一件は保留することに意見が一致いたしました。

第八六一号、第一九二〇号、第二〇一二号、第二〇四六号、第二一三〇号、第二一六七号、第二二二三二号、第二三二七号、第二三一八号、第二四一五二号、第二六六二号、第二八三一号、第二九一八号、第二九一九号、第三一〇三号、第三一〇四号、

物に設置されている有線電気通信設備によつて有線ラジオ放送をしてはならない。

第八条に次の一項を加える。

2 郵政大臣は、第三条の二の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについ

第二十五条第二項中「第十二条後段」の下に「一、第十二条の二」を加え、同条に次の一項を加える。

郵政大臣は、第十二条の二の規定に違反す

請願者 北海道釧路市東津五ノ一三ノ一
門脇東
紹介議員 丸谷 金保君
の請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第三五〇〇号 昭和五十八年五月九日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 太田正蔵

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第三七九二号 昭和五十八年五月十三日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 滋賀県草津市追分町一二〇ノ一〇

松永興作

紹介議員 河本喜久蔵君

この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第三七九六号 昭和五十八年五月十四日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区三枚町五九〇ノ一

三 長谷山与一

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第三八三八号 昭和五十八年五月十六日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 平

田健治

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願（第四〇三四号）（第四二二四号）

第四〇三四号 昭和五十八年五月十八日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 北海道美唄市東六条北三丁目 山

上進之丞外一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

昭和五十八年六月一日印刷

昭和五十八年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W

第四二二四号 昭和五十八年五月十九日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、

六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

一 一 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり

〃 〃 終わり